

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について【更新】

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL011-261-7434

FAX011-221-0973

E-mail: SAP@jetro.go.jp

URL : <https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

<ジェトロの支援メニューをFacebookやメールニュースでも発信しております>

Facebook : <https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース : <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

時間

9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

<https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

北海道総合政策部 国際局 国際課 国際経済係 (TEL:011-204-5339)

ジェットロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて【更新】

(ジェットロ北海道)

ジェットロ北海道では、「デジタルを活用したジェットロの新たな海外展開支援」の取り組みの一環として、道内企業のオンラインビジネススキルの向上に取り組み、マーケットインによる海外販路開拓を支援します。

< Japan Street(海外バイヤー向けオンラインカタログサイト) >

Japan Street事業は、ジェットロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、ジェットロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはカテゴリーやキーワードをもとに手軽に商品を検索することができ、ジェットロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品をご紹介します。バイヤーが関心を示すと、事業者にはジェットロ経由で見積や商談(オンライン含む)の依頼が届きます。

| | |
|--------|---|
| 事業内容 | ジェットロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト 事業者の皆さまはページをご覧いただくことはできません |
| 対象者 | 日本企業及び海外進出日系企業 ただし、商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること |
| 対象品目 | 食品(生鮮品、加工食品、飲料等)、コスメ・ビューティー、ホーム・キッチン、ファッション、ホビー・玩具・ゲーム・スポーツ・アウトドア、精密機器、医療機器、産業機械、原料・素材、情報通信及び機器、産業機械・部品、金属製品、輸送用機械・部品、非金属製品、卸売・小売、飲食店、運輸、通信、教育、医療関連サービス、コンテンツ分野(映像・音楽・ゲーム・ライセンスビジネス)等 |
| 参加費 | 無料 |
| 対象国・地域 | 全世界 |
| 募集締切 | 2025年3月31日12時00分 |

Japan Street事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

< JAPAN MALL(海外におけるEC販売プロジェクト) >

JAPAN MALL事業はジェットロが世界各国で連携するECバイヤーに商品を紹介する事業です。

原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要です。成約した商品についてはジェットロと現地のECサイトが連携してプロモーションを実施します。

| | |
|------|---|
| 事業内容 | 海外EC事業者のECサイトおよび一部店頭等での日本製品の販売 (商品により販売チャネルは限定される場合があります。) |
| 対象者 | 日本企業(海外進出日系企業を含む) |
| 対象製品 | 食品・飲料、化粧品、日用品、生活雑貨等 |
| 登録費用 | ・シンプルプラン:無料(別途サンプル費及び送料等が発生する可能性があります) ・プレミアムプラン:有料 |

JAPAN MALL事業ホームページ

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/

新規輸出 1 万者支援プログラム

(ジェトロ北海道・北海道経済産業局)

商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、新たに輸出(越境 EC 含)に挑戦する事業者の掘り起こし、専門家による事前の輸出相談、輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援などを一気通貫で実施します。



まずはポータルサイトでご登録ください。

ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

| | |
|----------|---|
| 対象者 | 輸出に関心のある事業者 |
| 登録及び問合せ先 | <p>【登録】 新規輸出 1 万者支援プログラム ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html 【問い合わせ先(ジェトロ本部)】 電話: 03-3582-4937 / 03-3582-4938 03-3582-4939 / 03-3582-4940 受付時間: 平日 9 時 ~ 12 時 / 13 時 ~ 17 時(土日、祝祭日、年末年始除く)</p> <p>【ジェトロ北海道】 電話: 011-261-7434 メール: SAP@jetro.go.jp</p> |

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について【更新】

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々が、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PR ができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限りです。)

実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。
(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

募集期間(R6年度開催分)

| 開催期間 募集期間 | 第1四半期 (4～6月) | 第2四半期 (7～9月) | 第3四半期 (10～12月) | 第4四半期 (1～3月) |
|--------------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------|-----------------|
| 有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店 | 12/11～1/10 (募集は終了しました) | 3/11～4/10 (募集は終了しました) | 6/10～7/10 | 9/10～10/10 |

申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ)
- 羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- 道産品の生産・製造・加工を行っている方
- 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること
- (3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

募集期間(R6年度開催分)

| テスト販売期間 | 第1四半期 (4～6月) | 第2四半期 (7～9月) | 第3四半期 (10～12月) | 第4四半期 (1～3月) |
|---------|-------------------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 募集期間 | 1/4～2/20 (募集は終了しました) | 4/1～5/20 | 7/1～8/20 | 10/1～11/20 |

申込方法

「テスト販売申込書」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省：TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ：TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

**ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの
特別相談窓口を設置しました**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の制度の実施に合わせて、中小企業・小規模事業者からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を拡充し、「ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口」としました。

ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

受付時間:8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL:011-709-2311(代表)内線2575～2576

011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail:bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

相談窓口一覧

本相談窓口は、当局のほか、北海道内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構北海道本部及び全国商店街振興組合連合会にも設置されています。

一覧は以下をご覧ください。

【URL】https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/crude_oil/list.pdf

ダイハツ工業の生産停止により影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの
特別相談窓口を設置しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、ダイハツ工業の生産停止により影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象に、資金繰り等に関する相談を受け付ける特別相談窓口を設置しました。

また、経済産業省では、公的金融機関による資金繰り支援を実施するなど、支援策を講じます。

ダイハツ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

受付時間:8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575～2576

011-709-1783(直通)

E-mail: bz1-hokkaido-chusho@meti.go.jp

・本相談窓口は、当局のほか、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構各地方本部及び各地方経済産業局に設置されています。

詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

[URL] <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/daihatsu/index.htm>

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として
相談窓口を開設しています**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

受付時間: 8:30 ~ 17:15(土・日・祝日を除く)

TEL: 011-709-2311(代表)内線2575 ~ 2576

011-709-1783(直通)

FAX: 011-709-2566

E-mail : bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

北海道中小企業活性化協議会事業に関するご案内

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業・小規模事業者の収益力改善や事業再生、再チャレンジなど幅広い経営課題に対応するため、北海道中小企業活性化協議会を設置しています。

財務的安定のための収益力改善や借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の皆様からの相談をお受けしていますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

概要

北海道中小企業活性化協議会は、中小企業・小規模事業者の財務的安定のための収益力改善をはじめ、借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の経営再建に向けた取組を支援する、国が設置する公正中立な機関です。また、国が認定する土業等専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援しています。

事業内容

1. 中小企業活性化協議会事業

中小企業活性化協議会の専門家が相談を受け、中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応。相談は、原則無料。

(1) 収益力改善支援事業

経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対し、現状の課題や問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を実施。

(2) 事業再生支援

金融機関等の債権者にしか企業の窮状を知られずに、風評による信用低下などを回避しながら、借入条件の変更支援や事業再生支援を実施。

(3) 再チャレンジ支援・保証債務整理への支援

「円滑な廃業」や「経営者・保証人の再スタート」に向けて、各種のアドバイスや代理人弁護士の紹介を実施。

また、企業の債務整理によって保証債務の整理が必要になった場合には、経営者や保証人に対し、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理について支援。

2. 経営改善計画策定支援事業

国が認定する土業等専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援する事業。

(1) 早期経営改善計画策定支援事業(ポストコロナ持続的発展事業)

金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営を改善するため、早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限25万円まで)を支援。

(2) 経営改善計画策定支援事業

金融機関への返済条件等を変更し、資金繰りを安定させながら経営を改善するため、経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限300万円まで)を支援。

北海道中小企業活性化協議会ホームページ

[URL] <https://www.sapporo-cci.or.jp/saisei/>

問い合わせ先

北海道中小企業活性化協議会

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6階

TEL: 011-222-2829(中小企業活性化協議会事業)

011-232-0217(経営改善計画策定支援事業)

FAX: 011-222-6162

E-mail: sien15218@bz01.plala.or.jp

「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、新たに道内の創業者、中小企業者等を対象とした北海道中小企業新応援ファンド事業の募集を開始しました。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

募集期間

2024年4月15日(月) ~ 5月24日(金)

問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 企業振興 G

TEL:011-232-2403 E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/>

中小企業応援ファンド事業メニュー

| 事業名 | 対象者 | 事業概要 | 助成限度額 | 助成率 |
|----------------|-------------|--|-------|-------|
| 創業促進支援事業 | 道内の創業者(1) | 道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。 | 100万円 | 1/2以内 |
| 地域資源活用型事業化実現事業 | 道内の中小企業者等 | 道内の地域資源(2)を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。 | 150万円 | |
| 製品開発チャレンジ支援事業 | 道内の中小企業者等 | 本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助成します。 | 50万円 | |

1 「創業者」とは、道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は2023年4月以降に創業した中小企業者をいいます。

2 「農商工等連携事業計画認定事業者」とは、農商工等連携事業計画について国から認定を受けている事業者(計画期間内の事業者に限る。)

3 「地域資源」とは、次のいずれかに該当するものです。

- ・地域の特産物である農林水産物又は鉱工業品、地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術、文化財、自然の風景地、温泉その他観光資源

「地域課題解決型起業支援事業」募集のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、道内の地域課題を解決するための起業に要する経費の一部を起業支援金として補助するとともに、事業の実現性を高めるため、(公財)北海道中小企業総合支援センターが事業の立ち上げに当たり、伴走支援を行います。
ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

募集期間

2024年4月10日(水) ~ 5月15日(水)

問い合わせ先:

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 企業振興 G
TEL 011-232-2403 E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/consul/regional-entre/>

補助対象者の要件

次のいずれにも該当する個人とします。

- (1) 事業を営んでいない個人であって、2024年4月1日以降、補助事業(1)期間完了の日までに、道内において新たに個人事業の開業届出、又は株式会社・合同会社・合名会社・合資会社・企業組合・労働者協同組合・特定非営利活動法人・一般社団法人(以下、「中小企業者等」という。)として設立を行い、その代表者となる者であること(休業中の法人やその代表者、開業届を提出しないで既に事業を行っている者等は対象外)。
 - 1 補助事業とは、地域課題解決型起業支援金の交付決定を受けた事業のことをいいます。また、補助事業期間完了日とは、補助事業を完了する日として申請者が申請計画等で定めた日のことをいい、最長で2024年12月31日です。
- (2) 北海道内に居住していること、又は補助事業期間完了日までに北海道内に居住することを予定していること。等

対象となる事業

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 北海道が地域再生計画において定める分野において、デジタル技術を活用して地域の課題の解決に資する次に掲げる事項の全てに該当する社会的事業であり、新たに起業する事業であること。
ただし、第一次産業(農業・林業及び水産業)に分類される事業を除く。
 - ア 本道の地域社会が抱える課題の解決に資すること。
 - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。
 - ウ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。
 - エ 起業する者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。(デジタル技術の活用例:「キャッシュレス決済の導入」「Web予約システム」「ECサイトによる販売」「SNSやWebサイトでの情報発信」など。)
- (2) 北海道内で実施する事業であること。等

起業支援金対象経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費

起業支援金交付限度額

200万円(補助率1/2以内)

伴走支援

起業支援金交付対象事業者には、センターが伴走支援を行います。

2024年度中小企業競争力強化促進事業について【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、新分野・新市場への進出等に取り組む道内の中小企業者等を対象とした2024年度中小企業競争力強化促進事業の募集を実施します。

募集事業

| 事業名 | 対象経費 | 補助限度額 | 補助率 |
|--------------------------------------|---|--------------------------------|-----------|
| マーケティング支援事業 | 新分野・新市場への進出等のために行う市場調査や展示会等(道内において行われるものを除く。)への出展に要する経費 オンライン展示会の場合は 国内実施(上限100万円)扱いとなります | 国内実施 100万円 国外実施 200万円 | 1/2 以内 |
| コンサルタント等招へい支援事業 | 新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理、マーケティング又は脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成に向けた取組等のコンサルタント等の招へいに要する経費 オンラインによるコンサルティングも対象となります | 100万円 | |
| 産業人材育成事業(派遣) | 新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に要する経費 | 50万円 (1人当たり) | |
| 産業人材育成事業(招へい) | 脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成等の社会経済情勢の変化に対応するなど、競争力の強化に向けた重要な課題に取り組むために行う講師を招へいして実施する研修会等に必要経費 | 50万円 | |
| テレワーク導入支援事業 (産業人材育成・確保支援事業(確保事業)) | 新分野・新市場への進出等に資する人材確保のために行う情報通信技術を活用した就業場所や時間にとらわれない働き方の導入に要する経費 | 60万円 | |
| 市場対応型製品開発支援事業(一般) | 新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く) | 300万円 (うち市場調査等に要する経費200万円) | |
| 市場対応型製品開発支援事業(特定産業分野) | 立地企業との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等、環境・エネルギー産業の中小企業者が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く) | 500万円 (うち市場調査等に要する経費200万円) | |
| 市場対応型製品開発支援事業(共同研究開発) | 道内において構成員が1/2以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等の為に大学などと連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く) | 500万円 (うち市場調査等に要する経費200万円) | |

募集期間 2024年4月18日(木) ~ <一次締め切り>5月24日(金) <二次締め切り>6月7日(金)

問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 企業振興G 電話 011-232-2403

ホームページ <https://www.hsc.or.jp/> E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

2024年度海外出願支援事業について【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、海外特許出願等に取り組む道内中小企業者等を支援する海外出願支援事業(特許庁・北海道経済産業局事業)の募集を実施します。

募集期間

2024年4月下旬 ~ 5月下旬 (予定)

対象者 道内の中小企業者等

(ア)中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)。ただし、みなし大企業を除く。

(イ)地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(NPO法人)。

次のいずれかに該当していること

- ・助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画していること。
- ・助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること。

対象となる海外出願

申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願(PCT出願を含む。)、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願を行っている出願であって、次の(ア)~(エ)いずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定であること。

(ア)パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁へ出願を行う方法(ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。)

(イ)特許協力条約に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法(PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)(ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件)。

(ウ)意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(以下「ハーグ協定」という。)に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法(この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。)

(エ)マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法。

外国特許庁へ出願の基礎となる国内出願及び予定される外国特許庁へ出願が申請者である中小企業者等による出願であること。

補助限度額

補助率 1/2 以内

1企業に対する1事業年度内の補助限度額 300万円

1出願に対する1事業年度内の補助限度額

(ア)特許出願 150万円

(イ)実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願(冒認対策商標を除く)60万円

(ウ)冒認対策商標 30万円

補助対象経費

外国特許庁へ出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用、その他特に必要と認められる経費

問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター企業振興部 企業振興G 電話 011-232-2403

ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/overseas_application/

E-mail: jyoseishien@hsc.or.jp

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

| | | |
|----------|--|--|
| 対象企業等 | 1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人) | |
| 従業員規模 | 従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 (借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 (利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 (株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない | |
| 対象設備 | 生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備 | |
| 貸与条件 | 貸与金額 | 100 万円以上1億円以下 |
| | 貸与期間 | 割賦 機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内) |
| | | リース 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年 |
| | 利 率 | 割賦 (損料率)年 1.8% ~ 2.0% ()一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能 |
| | | リース (月額リース料率)0.998% ~ 2.955% |
| | 償還方法 | 割賦 月賦又は半年賦 |
| リース 毎月払い | | |
| 保証金 | 割賦 貸与金額の 5% | |
| | リース なし | |
| 連帯保証人 | 道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。 | |
| 申込受付 | 貸与予定額に達するまでの随時受付 | |
| 申込先 | センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 商工会・商工会議所を経由して申込み場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。 | |

()貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金【更新】

(北海道)

エネルギー価格高騰の影響を軽減するため、道内の中小・小規模企業等に対して、省エネ設備の入替経費を助成し、持続的なコストダウンに係る取組を支援します。

助成対象

| | |
|-------|---|
| 対象事業者 | 中小企業者等 |
| 売上要件 | 令和4年(2022年)1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高(又は付加価値額)が、平成31年(2019年)から令和3年(2021年)の同月の合計売上高(又は付加価値額)と比較して10%(付加価値額の場合は15%)以上減少していること |
| 助成率 | 1/2以内または3/4以内※ |
| 助成上限額 | 100万円 |
| 対象経費 | 省エネ設備への入替に係る設備費、設計費、工事費 |

売上要件における売上減少が20%(付加価値額の場合は25%)以上の場合、3/4以内の助成率を適用

事業スケジュール

(第2回募集)

4月24日(水)・・・募集開始

5月31日(金)・・・募集締切

6月・・・交付決定通知

第1回募集は、2月26日(月)～3月31日(金)に実施

第3回募集(7月実施予定)の期間については、改めて決定

詳細は下記のホームページをご覧ください。

<https://shou-ene-hkd2024.jp>

お問合せ先

北海道中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金事務局

TEL: 011-795-4163

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について

（北海道）

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各（総合）振興局に設置しています。

ワンストップ窓口

| お住まいの地域 | 連絡先 | 設置場所 |
|----------------|--------------|-------------------|
| 石狩管内にお住まいの方 | 011-204-5827 | 石狩振興局商工労働観光課 |
| 空知管内にお住まいの方 | 0126-20-0061 | 空知総合振興局商工労働観光課 |
| 後志管内にお住まいの方 | 0136-23-1362 | 後志総合振興局商工労働観光課 |
| 胆振管内にお住まいの方 | 0143-24-9589 | 胆振総合振興局商工労働観光課 |
| 日高管内にお住まいの方 | 0146-22-9281 | 日高振興局商工労働観光課 |
| 渡島管内にお住まいの方 | 0138-47-9459 | 渡島総合振興局商工労働観光課 |
| 檜山管内にお住まいの方 | 0139-52-6641 | 檜山振興局商工労働観光課 |
| 上川管内にお住まいの方 | 0166-46-5940 | 上川総合振興局商工労働観光課 |
| 留萌管内にお住まいの方 | 0164-42-8440 | 留萌振興局商工労働観光課 |
| 宗谷管内にお住まいの方 | 0162-33-2528 | 宗谷総合振興局商工労働観光課 |
| オホーツク管内にお住まいの方 | 0152-41-0636 | オホーツク総合振興局商工労働観光課 |
| 十勝管内にお住まいの方 | 0155-27-8537 | 十勝総合振興局商工労働観光課 |
| 釧路管内にお住まいの方 | 0154-43-9181 | 釧路総合振興局商工労働観光課 |
| 根室管内にお住まいの方 | 0153-24-5619 | 根室振興局商工労働観光課 |

上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分（月～金：祝日除く）

注意事項

当窓口では、ご相談者様が希望する場合、各種支援金等の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、支援金等の受取を約束するものではありません。

支援金等の支給の可否や支給額など、お答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。

面談による相談を希望される場合は上記の連絡先まで事前予約をお願いします。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

(北海道)

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

< 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト >

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

| 項 目 | 優遇措置の内容 |
|--|--|
| 低利な道制度融資の対象に追加 (令和5年2月13日～) | 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ステップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となります。 |
| 補助金審査時の加点措置 (中小企業競争力強化促進事業費補助金) (令和5年度～) | 北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業(中小企業競争力強化促進事業費補助金)の審査時に加点を行います。 |
| 総合評価一般競争入札及び随意契約(プロポーザル方式)における加点措置(経済部における契約に限る。 (令和5年度～) | 価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約方法である、総合評価一般競争入札や随意契約(プロポーザル方式)の審査時において加点を行います。 |
| 官公需における優先発注 (令和5年度～) | 道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録・公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。 |

詳しくはこちら <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/141713.html>

問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (TEL:011-206-0494)

北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について

(北海道)

令和5年(2023年)9月27日に北海道医療大学が移転を決定したことに伴い、今後、商工業者など関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置しております。

設置場所

石狩振興局産業振興部商工労働観光課内(札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階)

相談受付時間

平日8:45～17:30

相談内容

経営・金融相談

電話番号

011-204-5827

メールアドレス

ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

参考 当別町、当別町商工会における相談窓口

当別町役場及び当別町商工会に「北海道医療大学移転関連事業者向け相談窓口」が設置されております。

当別町役場

電話番号 0133-23-3129

相談窓口ホームページ

<https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syoukou/42606.html>

当別町商工会

電話番号 0133-23-2447

商工会ホームページ

<https://r.goope.jp/tobetsu/>

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

内容は随時更新します。

概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ「資金繰り支援制度」のご案内

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/shienseido.pdf>

民間金融機関による信用保証制度付き融資

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の業種指定を行い、通常とは別枠で最大 2.8 億円の信用保証を可能としています。また、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための信用保証制度(コロナ借換保証)を 2023 年 1 月 10 日から開始するとともに、早期の経営改善や事業再生を後押しするための信用保証制度の要件拡充(経営改善サポート保証(感染症対応型)、信用保証付債権 DDS)を 2023 年 1 月 31 日より実施しています。

政府系金融機関による融資

日本政策金融公庫によるスーパー低利融資について、債務負担が重い事業者(債務償還年数が 13 年以上)であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、2023 年 2 月 1 日から要件を緩和し、借換えの円滑化を図っています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2562)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内(1/3)【更新】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、借換需要に対応する、次の融資制度をご用意しております。

制度概要

| 資金名 | 経済環境変化対応資金 | |
|----------|--|---|
| | 経営環境変化対応貸付【認定企業】 | 経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型) |
| 融資対象 | セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等 | 次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等 セーフティネット保証4号の認定を受けた セーフティネット保証5号の認定を受けた 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 |
| 資金使途 | 事業資金(道融資制度の既往残高の借換えに要する資金も対象()) 新型コロナウイルス感染症対応資金いわゆるゼロゼロ融資の既往残高も対象 道制度融資以外の既往残高は対象外 | |
| 融資金額 | 2億円以内 | 1億円以内(左記2億円の内数) |
| 融資期間 | 10年以内(うち据置3年以内) | 10年以内(うち据置5年以内) |
| 融資利率 | 【固定】1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0% (融資期間3年超の場合に選択可) | 【固定】1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0% (融資期間3年超の場合に選択可) |
| 担保及び償還方法 | 取扱金融機関の定める方法によります | |
| 信用保証 | すべて信用保証協会の保証付きとなります。 | すべて信用保証協会の保証付き(伴走支援型特別保証)となります。 |
| 保証料率 | 年0.41%～年0.70% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は0.1%割引) | 0.2%(通常保証料率0.85%) 融資対象 及び の場合 0.2%～1.15%(通常保証料率0.45%～2.20%) 融資対象 ～ の場合 |
| 取扱期間 | 中小企業信用保険法の指定の期間内 | 令和6年(2024年)6月30日まで (6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものは、7月以降の融資実行も可能です。) <u>特段の状況の変化がない限り取扱期間の延長はございません。</u> |

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/ninteikigyokorona-yuushi.html>

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/ninteikigyokorona-yuushi2.html>(伴走支援型)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内(2/3) [更新]

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

制度概要

| 資金名 | ライフステージ対応資金 | 経済環境変化対応資金 |
|----------|--|---|
| | 企業体質強化貸付(資本金ローン協調) | コロナ克服サポート貸付 |
| 融資対象 | 株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本金劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等 | 北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証()」の対象となる中小企業者等 ()「コロナ克服サポート保証」は、コロナ克服に向けた取組に係る事業資金が対象となります。 <コロナ克服に向けた取組例> 飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直し など |
| 資金使途 | 運転資金 又は 設備資金 | 運転資金 又は 設備資金 |
| 融資金額 | 4億円以内 | 1億円以内 |
| 融資期間 | 15年以内(うち据置5年以内) | 10年以内(うち据置1年以内) |
| 融資利率 | 金融機関所定の利率 | 【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間3年超の場合に選択可) |
| 担保及び償還方法 | 取扱金融機関の定める方法によります | 取扱金融機関の定める方法によります |
| 信用保証 | すべて信用保証協会の保証付き(経営改善サポート保証)となります。ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内となります。 | すべて北海道信用保証協会の保証付き(コロナ克服サポート保証)となります。 |
| 取扱期間 | 令和6年(2024年)6月30日まで (6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものは、7月以降の融資実行も可能です。) | 令和7年(2025年)3月31日まで |

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shihonseironkyouchou.html>(企業体質強化貸付)

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/107893.html>(コロナ克服サポート貸付)

次項で「申込方法」、「取扱金融機関」について記載しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業向け融資制度のご案内(3/3)

(北海道)

申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、認定企業(従来型、伴走支援型)、企業体質強化貸付(資本性ローン協調)、コロナ克服サポート貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

決算書2期分

2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表

商業登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合)

見積書又は契約書(必要に応じ提出)

「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
道が定める調書

(注)金融機関及び保証協会において、融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります。

中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。
(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】

道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載した Web ページを開設しました。

Web ページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/119439.html>

勤労者福祉資金のご案内 【更新】

(北海道)

道では、中小企業等にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

制度の概要

| 区分 | 中小企業等で働く方 | 非正規労働者の方 | 季節労働者の方 | 離職者の方 |
|------|--|-------------------------------------|--|--|
| 融資対象 | ・中小企業に勤務する方 ・NPO、社会福祉法人、医療法人等の法人に勤務する方 ただし、以下の条件に当てはまる方 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) 育児・介護休業中の方もご利用いただけます。 | ・非正規労働者の方(有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など) | ・2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 前年の総収入が 150 万円以上の方 | ・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 雇用保険受給資格者 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方 |
| 資金使途 | 医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費 | | | 医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費 |
| 融資金額 | 120万円以内 | | | 100万円以内 |
| 融資期間 | 8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可) | | 8年以内 | 5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可) |
| 融資利率 | 年1.60%(1) | | 年0.60% | |
| 償還方法 | 元利均等月賦償還及び半年賦併用可 | | | |
| 信用保証 | 取扱金融機関の定めによります。 | 北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。 | | |
| 申込先 | 取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 | | | |

1 育児・介護休業者の場合については、2025年3月末申込受付分まで保証料免除となります。

2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

問い合わせ先

北海道 経済局 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内

(北海道)

道では、水産物の不漁や、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響を受けている中小企業の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

制度の概要

| 資金名 | 経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ) | 経営環境変化対応貸付【災害復旧】 |
|---------|---|--|
| 融資対象 | 水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している方 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方 | 道が必要と認める地域内(日高・十勝・釧路・根室の4振興局管内)に事業所を有している中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けている方 |
| 資金使途 | 事業資金(設備資金・運転資金) | 運転資金 |
| 融資金額 | 2億円以内 | 5,000万円以内 |
| 融資期間 | 10年以内(据置3年以内) | 10年以内(据置2年以内) |
| 融資利率 | 【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る) | |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります | |
| 信用保証 | 全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階) | 全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 経営状況に応じ年0.40%～年1.71%(9段階) 通常の保証料率から10%割引された料率となります |
| 取扱期間 | 令和6年(2024年)6月30日まで | |
| 取扱金融機関 | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会 | |

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/90596.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

ALPS処理水海洋放出により経営に影響を受けている事業者の方々向け関連融資制度のご案内

(北海道)

道では、ALPS処理水の海洋放出に伴い、経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るための融資制度をご用意しております。

制度の概要

| 制度名 | 中小企業総合振興資金 経営環境変化対応資金 | |
|---------|---|--|
| | 経営環境変化対応貸付【認定企業】 ア B(SN2号) | 経営環境変化対応貸付【認定企業】 イ(道特認) |
| 融資対象 | セーフティネット保証2号(中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定)の認定を受けた中小企業者等 セーフティネット保証2号の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行います。 認定基準は次のとおり。 次の ~ のいずれかに該当し令和5年8月24日以降1か月間の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少するもの 諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と直接的に取引がある者(取引依存度:20%以上) 諸外国で日本からの水産物を輸入している業者と間接的に取引がある者(取引依存度:20%以上) | ALPS処理水海洋放出による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少見込みの中小企業者等 |
| 資金用途 | 事業資金(設備資金・運転資金) 道制度融資の既往残高の借換に要する資金も対象 | |
| 融資金額 | 2億円以内 設備資金と運転資金の併用可。併用時の融資金額は、1企業あたり合計2億円が限度 | |
| 融資期間 | 10年以内(うち据置3年以内) | |
| 融資利率 | 【固定】 1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】 1.0%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る) | |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります | |
| 信用保証 | すべて信用保証協会の保証付きとします。 【保証料率】 セーフティネット保証2号の適用で 普通保険適用の場合 年0.70% 無担保保険適用の場合 年0.68% 特別小口保険適用の場合 年0.48% | 全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%~年1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合年0.72% |
| 取扱期間 | 令和6年(2024年)8月23日まで | 令和6年(2024年)9月30日まで |
| 取扱金融機関 | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会 | |
| ポイント | セーフティネット保証2号を利用する場合、通常の保証限度額とは別枠となり100%保証となります。 | 間接的に影響を受けている観光関連事業者や飲食業など幅広い事業者が融資対象となります。 |

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/170744.html>

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所